令和８年度　いじめ対応フロー図　岐阜県立岐山高等学校

いじめ（と疑われる）事案の発生　（アンケート調査を含む）

↓ 早期発見

生徒・教職員・保護者・地域住民　等

↓ 通報　記録開始　５ＷＩＨ

担任・学年・部活動顧問・教科担任・養護教諭・教育相談コーディネーター　等

↓ 全て報告

管理職（校長・教頭）

← 全て報告

いじめ担当者
生徒指導主事
Tel　058-231-2905

いじめの認知
事実確認の把握
対応方針の決定
いじめの有無の判断
等

【いじめ防止等対策委員会】
（学校いじめ対策組織）［法22条］

管理職（校長・教頭）

教務主任・生徒指導主事・教育相談担当・当該学年主任・
当該クラス担任・養護教諭・
外部委員（弁護士、ＳＣ、地域代表、保護者代表　等）

（必要に応じて）
スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、
弁護士、医師、警察官経験者　等

教育委員会
学校安全課

← 支援

地域担当
生徒指導主事

→ 全て報告

↔ 連携

【関係機関】
・岐阜北警察署
Tel　058-233-0110
・子ども相談センター
Tel　058-201-2111
・法務局
Tel　058-245-5702
・岐阜市役所
Tel　058-265-4141

組織的対応
情報共有

【（緊急）職員会議】

事案内容を全教職員に報告・周知
・指導方針・役割分担等を全教職員で共通理解
・いじめ克服に向け、全教職員で適切かつ迅速に対処

事案に応じて、校内
メールでの情報共有

↓

継続的支援及び指導
いじめを受けた生徒又は保護者に対する支援